

平成20年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第6日）						
招集年月日	平成20年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年3月18日 9時31分			議長	坂口久信
	閉会	平成20年3月18日 13時18分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永淵 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年3月18日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第26号 平成20年度太良町山林特別会計予算について
日程第2 議案第27号 平成20年度太良町老人保健特別会計予算について
日程第3 議案第28号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第29号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第5 議案第30号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第6 議案第31号 平成20年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第32号 平成20年度太良町水道事業会計予算について
日程第8 議案第33号 平成20年度町立太良病院事業会計予算について
日程第9 閉会中の付託事件について
（追加日程）
日程第10 議案一括上程
町長提案 議案第34号～議案第38号
町長の提案理由の説明
日程第11 議案第34号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負
変更契約の締結について
日程第12 議案第35号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第13 議案第36号 副町長の選任について
日程第14 議案第37号 監査委員の選任について
日程第15 議案第38号 教育委員会委員の任命について

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第1．議案第26号 平成20年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この山林特別会計の一番後ろのほう、起債、債務負担行為のところ、土地購入費で4億

円の金額が上がっておりますが、これは前もってお話があつておりました大橋恒産の分でしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

大橋恒産所有の民有林でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この事件については、一番最初、あつせん依頼が森林組合に来たときの文書からこの事件は始まっていると思います。それで、これを読ませていただきますと、今後どうしても経営できなくなり、別紙所在地の森林を処分しなければならなくなりましたということであつせんが来ております。普通、経営できなくなったということは倒産か廃業ですね、一般的に考えたら。全協で説明されたように、その土地の購入理由の中で、森林組合の仕事が確保できるということと、ダム対応をしなくて済むということと、それから山が持つ多面的な機能を評価して、この値段になりましたという説明を受けましたが、間違いありませんか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

全協の折に、まず、太良町は水道の水源を地下水に頼っておるということで、豊富な地下水は山があるためであり、地下にダムがあると考えていいというようなことで副町長のほうから説明がありました。それから、雇用問題にいたしましても、山があることによって林業に携わる方たちの雇用も発生すると。循環林として今後していけば、雇用も発生すると。それから、多面的な機能についても、水源利用から山の災害というような、いろいろな機能の面についても説明したとおりでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、多面的機能というのは広葉樹林が100%発揮するというので、この間、2月18日の佐賀新聞の中にも森林についての話が載っておりましたが、平成5年に120町購入された山は全面積広葉樹林で、これは100%その機能を果たしている山を買われたと思いますが、このときは大体反当91千円ということで資料をいただいております、平成5年。そして、一番最後に同じ町有林で買われたのが平成14年、これが反当104,200円と執行部からもらった資料で上がっているんですよ。そして、今回の山の単価が、計算してそっちのほうで説明されたのが、たしか173,730円という反当たりの説明だったと思います。

それで、それだけではわからないから内訳を説明してくれと私が要求したところ、土地代が80千円で、樹木の代金が93,730円で見積もっておりますということで説明を受けました。そしたら、平成14年に買われたときも大体今回とほとんど変わらない状況の山林を買われたと思うわけですよ。そしたら、その説明からいきますと、土地代を80千円で計算すると、平

成14年は樹木の代金は反当たり24,200円になるわけですね。そして、今回ほとんど内容的に変わらない土地が上の樹木の代金が93,730円になるのは、どういう価値が向上したのか、そのところを説明していただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

14年度、反当たり101千円ということでございますが、まず最初に、先ほど森林組合のほうから提出された7月3日の購入についてのお願いというような文書の中で349町をお願いしたいというようなことで森林組合からあっておると思います。それで、今回230町分の購入ということで全協でも御説明いたしましたが、そのときにほかに119町の寄附を一緒にするというので、全体では349町ということ町でほうでは考えております。それで、全体を先ほど言われました230町で割り返しますと173千円でございます。ただ、349町で割り返しますと、これが114,356円ということになりますので、10アール当たりでございます。大体前回並みの金額かと、このように思っております。

それから、質問の趣旨は80千円の根拠ということによろしいでしょうか、あと1つの質問は。

○5番（牟田則雄君）

80千円の根拠じゃなく、土地代が80千円とあなたが説明したわけですよ。それを私が聞いているんじゃなく、あなたが説明したことですから、根拠はあなたが御存じじゃないですか。

○農林水産課長（高田由夫君）

質問の趣旨をちょっと確認いたしました。

80千円と私が説明いたしました。この件につきましては、土地の評価にしましては、大体町のほうで固定資産ということで平米当たり何円というようなことで評価をいたしております。

あと評価につきましては、例えば、土地を売買する場合に購入するための資金とかを借りる場合がございます。そういう場合に土地の評価というのは相場がありますので、役場の評価した数字はなくして、そういうような基準がございます。それによりますと、佐賀県では固定資産評価の2.9倍というようなことで定められた基準がございます。それで、今回購入の固定資産を見ますと、太良町の課税しておる固定資産でございますけれども、大体30円前後、平均しますと30円から40円になります、今度の購入のところ。それを2.9倍しますと、平米ですので、それを逆に直しますと87千円というようなことで80千円の時価相場も考えて、基準が2.9倍ということもありますので、それで前回の全協の折にもそのようなことで80千円というような評価をしておりますということで答弁いたしております。

○5番（牟田則雄君）

いや、その80千円の評価は84千円でも、14年とことしと土地代がそう変わっているとは思

いませんので、その説明はそういう丁寧にしてもらわんでもわかります。

そして、今答弁された中で、約120町は寄附と言われたということで、それまで入れたらこのぐらいになりますという説明でしたが、そしたら今後、太良町は寄附を受けたとは全部金に換算して、寄附した人に金を払うわけですか。今の説明でいけば、寄附した土地も金に換算してそれを向こうに支払うということになれば、今後、太良町が寄附を受けるときは全部寄附じゃなくなるじゃないですか、それなら。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

これにつきましては、先ほど牟田議員も言われたとおり、森林組合のほうからあっせん事業というようなこと。推進委員さんからも購入と。あっせん事業といいますと、お互いに土地を売りたい、買いたいという方がおられると思います。それを森林組合があっせんしていると思いますけれども、その取り扱いの、これは私もどのくらいで大体あっせんをなさっておるのかというようなことで森林組合のほうに問い合わせ、土地の売買契約書というのを幾らか——これは森林組合のほうであっせんによる売買ということですね。それによりますと、1つは、10アール当たり300,256円、もう1つは、10アール当たりですけど、ちょうど300千円、その次は244,231円というようなことで、ある程度あっせんの取引の価格というのがどうもあっせんなさっているような感じがいたします。

そうしました場合に、今言われた寄附を全部お金に換算するのかというような御質問でございますけれども、一応先ほど申しましたように、349町で割れば114千円程度になります。ただし、寄附と購入というようなことでセットだということで、とりあえず分けた場合には173千円ですか、そのような計算になりますので、その辺を幾らか考慮されたのかなというような思いでおります。

○議長（坂口久信君）

牟田君、最後の質問にしてください。

○5番（牟田則雄君）

紛らわしい説明じゃなく、この購入面積は230町になっているじゃないですか。購入面積230町で4億円となっているのに、何でもともと350町でとかなんとかいうごたる説明が、それで私の質問回数がなくなるようなことになるわけですよ。それで、購入面積は230町でどうしてこうなるのかという質問を私はしていると思います。

そいけん、あくまで230町でこれにも上がっておるなら、230町でどうして前回としたら、土地代80千円を引いた残りが、14年に買ったときは、正確な数字はここに上がっているように、その80千円を両方とも引いてみたら、片一方は24,200円になって、今回買うときがどうして93,730円になるのか、その評価がどこからその差額が出てくるのか、それをわかりやすく説明してくださいと。それが納得できんと、こういう違う価格に賛成はできんでしょう。

そいけん、それから5年間のうちに木材価格が上がったのか、そこに何か特殊な高い品物が生えているのか、それだけ反当たり70千円も違う評価をどこを基準にしてされたのか、それがわからないと町民に説明できんでしょう。山の状況は、14年に買った山も30年か35年かたっている山を買っておって、今回もそれに5年ぐらいプラスしたぐらいの木材しか生えておらんとに、何でそこで反当たり70千円も違う単価をはじき出したのか、その根拠になるものを説明してもらわんと、同じ山を14年に買ったときには土地代を外して——土地代は幾らでもいいですよ、80千円でも84千円でも。ところが、14年の土地代と今の土地代と、多良岳山の広域農道よりかも上か下ぐらいのところにあるやつが、そう簡単に倍になったり半分になったりするはずはないんですから、80千円のところが85千円になっても、それはお互いに両方とも85千円ならいいじゃないですか。ただ、その上の木材価格が、それを評価したら、それを引いていけば、どっちにしても反当たり70千円ぐらいの違いが出てくるわけですよ。その木材価格がどうしてそれだけ違うとかという説明をしてくださいと私は言っているんですよ。ほかのことを反別とかなんとかじゃなく、それは230町の購入代金4億円と書いてあったけん、別に350町とか230町とかいう話じゃないわけですよ。そいけん、そのこのところを町民にちゃんと説明ができるように、何で25千円と93,730円か、その差額のところをちゃんと説明していただかんと、これは提案されても、ちょっと説明は我々じゃ全くできません。

そいけん、そこら辺が、例えば、町の全量で木材総量立米が18年度なら9万9,606立米やったですかね、太良町で試算ではじき出してあるとが。そいけん、そういうふうにして今回立っている立米数が幾らになっているとかなんとかいうごたるとも全然何もないうちに、ただ、一般的には同じ木が立っておって何でそこまで値段が違うとかというのを私はお尋ねしておるとですよ。そいけん、書類に出てきておるとは230町購入代金4億円としてあるけん、350町とかなんとかいうごたる返事は私は要りません。そいけん、230町を買う代金を4億円としてあるわけですよ。そいけん、その中で反当たりこれだけ単価が違う中身を説明してくださいという質問をしているんですから、それについて答弁してもらわんと、そういうほかのことは要りません。反当たりでこれだけ違う根拠を説明してください。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員は町民に説明せんばけんと言いんさるですけどね、本当の説明をしてください。というのは、区長さんがお見えになっておるですけども、4億円で町は買うとばいと。そのうち補助の半分あるというとはだれも知りんされんとですよ。だから、町は4億円で買うばってん、その半分は県から補助のあつて買うとばいとということをもっと本当にね、皆さんたちに全協でもお諮りをしよるとやけんが、本当のことは、まずその内輪のことはね、4億円で買うばってん、半分の補助のあるとばいとということを、ある区長さんたちからお話のあつて、4億円で買うとやろうと。半分の補助のあるとは何も知らんばいとというふうなことも直接私の耳に入りました。だから、そこら付近は町民に説明する以上は、私ども執行部が正

式にびしゃっと言うたとば隅から隅まで説明していただきたいと思います。

それで、細部については担当課長から報告しますから。

それと前回は補助なしで買うておるとですよ。実質、町の単独事業費で。今回は県から補助があるということも頭に入れておってください。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

先ほどの230町を349町と、そういうふうに、面積は230町だからというようなことで牟田議員からの御指摘でございますけれども、先ほど申しましたとおり、購入の230町と残りの119町の寄附というのは、これは前回の全協でもお話ししたと思いますけど、セットで——セットでということは、先ほど申しましたとおり、文書でも349町のあっせんの願いが、購入の依頼がなされており、その中で230町の購入について、それができたらそれで寄附というようなことで、セットというような考え方で私は先ほど御説明したようなことでございます。

○8番（久保繁幸君）

主要事業の連番70についてお尋ねします。

昨日、末次議員もお尋ねになったんですが、この立木売り払い、熊本のほうに角か丸かで販売するというふうな御説明があっておりましたが、見込み額はどれくらい見込んでおられるのか、それをお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

収入の見込み額でよろしい——約12,883千円というようなことで考えております。

○8番（久保繁幸君）

12,883千円が立木の売り払い予定額ですか。それでいきますと、これの計算にいきますと、調査委託料と主伐委託料、これでとんとんになりますが、収益は全然上がってこないということなんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

実際、主伐につきましては、製品として出して、高付加価値をつけて購入ということ考えております。ただ、それにつきまして、一応試算はしておるんですけども、四面無節のような材がどれだけとれるかというようなことを、一応なるだけいい材を製品として出したと思っておりますけれども、相場もございまして、その辺の見込みが非常に難しいということで、大体収支的には余り大目にはちょっと上げにくいということもございまして、大体委託に係る分程度は収入としては確保できるというようなことで、そのような考え方で一応組んでおります。とんとんということですよ。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、この事業は12,883千円、これはほとんどの事業を今年度はやられるということですね。

○農林水産課長（高田由夫君）

主伐齢に達した町有林が258ヘクタールございます。補助事業等で足かせはあっておるとは思いますけど、今後、循環林として製品として主伐をし、その第1段階でございますので、これは収支的には当然プラスを目指しておることは間違いございませんけど、予算上はそのようなことで計上いたしておるということで御理解を願いたいと思います。

○11番（下平力人君）

この予算には余り直接関係ございませんけれども、今度、20年度から森林環境税というのを1人当たり500円ですね。その中で、所得がない人、あるいは低所得者については免除するというようなことで、5年間をやるということになっておりますけれども、その中で、いわゆる山が荒れておるとか、あるいは山の機能を発揮できないところについて協働でやっていきましょうというようなことになっておりますけれども、その辺について、これが果たしてうまくいくのかというのが心配な部分もございますので、その辺で担当課長としてどういうふうな見解なのかお尋ねをしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

県のほうで森林環境税ということで、この間、新聞にも載っておりましたけれども、初年目に170,000千円、2年目以降は2億何千万円というようなことで収入を見込まれておる森林環境税でございますけれども、これにつきましては、県のほうでは5年計画で、例えば、今度町がそれを利用して山林購入の補助に充てる重要森林公有化支援事業あたりの財源とか、あるいは今下平議員言われたとおり、荒れたところの森林の整備、荒れようとする森林の整備とか、あるいは協働で行う事業とか、その財源を使って県は各補助事業を組みまして、重要な森林でございますので、なるだけ後世まで残すというようなことで環境税を徴収し整備に充てるというようなことで、その趣旨は県のほうからそのようなことで伺っております。

○11番（下平力人君）

今、太良町においては手入れも進んでおりますけれども、全体的には非常に荒れておることなので、浅く広くということもございますけれども、うまくそこら辺が全般にわたっての機能ができるのかなという心配で質問させていただいております。

○2番（山口 巖君）

当初予算資料の1ページですね、山林特別会計、この中に投資的経費というのが備考欄に載っているわけですよ。多分山林についての投資的と思うんですけど、その投資的という投資の考えの町長の答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

性質別に歳出のほうを区分するわけですが、投資的経費ということで普通建設事業、普通の災害復旧事業とか、道をつくったりとか、建物をつくったりとかいうのに加えて、土地の購入費用についても一応投資的な経費ということで区分をするということで、ここにはその分も含めて投資的経費ということで計上をさせていただいております。

○2番（山口 巖君）

その中に、ここに数字が入っておりますね。そしたら、この数字の説明をもう少し詳しくお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

はっきりした積み上げの数字というのはちょっと手元に持っておりませんが、今回、土地、山林の公有林化ということで120,000千円計上をいたしておりますけれども、その120,000千円と、町有林の間伐とか下刈りとか新植、作業路新設とか、里山エリア再生交付金で委託をする事業とか、緑資源の構造保育事業の委託とか、そこら辺を含めたところの投資的経費ということで計上をいたしていくということでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

主要事業の13ページ、先ほどの土地購入費、山林取得におきまして補助があるということを受けとめましたけれども、支払いの方法を細かく説明していただきたいと思います。例えば、分割方式とか、いろいろあると思いますけれども、その方法ですね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

債務負担行為にも計上いたしましたとおり、20年度、21年度、22年度の3カ年で県の補助事業を使いながら支払いをするということで、20年度には今回120,000千円ということで計上いたしております。21年度につきましては140,000千円、22年度につきましても同じく140,000千円、初年度が120,000千円で、合計で4億円ということでございます。

それと県の重要森林公有化支援事業を使いますので、2分の1の補助金がございますので、今申しました4億円のうちの2分の1につきましては、県の補助金が交付されるということでございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

半額といえど、そういうふうな支払いをやっている中で、他の事業に対して影響力というのは、山を買うということだけでその金額があれしていますけれども、ほかの事業に対して

22年度に影響はございませんかね。要するに県の補助が3カ年と決まっておるわけですかね。6カ年でも、実際もっと小さな金額で支払いをすとなれば、ほかの事業にも幾らかの影響は少なくなると思うんですけども、そこら辺は、ちょっと私が心配性でしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

他の事業につきましては、後だって財政課長がすると思えますけれども、この3年間の支払いにつきましては、県のほうの補助事業等もございまして、県のほうに確認して3年間で交付するというようなことで計画されておりますので、町もそれに沿っております。

以上でございます。

○財政課長（大串君義君）

3年間で町費が2億円必要になるということでございますけれども、今回、平成19年度の3月補正予算で172,431千円財政調整基金に積んだということで、その分の財源ということで、ある程度3年間分の必要な予算ということで積み立てをしたわけです。

それで、あと今度決算して剰余金が多分出てくるということで考えておりますけれども、その2分の1を積み立てるとということで、例年30,000千円程度財政調整基金のほうに積み立てるということができっておりますので、それを合わせれば2億円の財源は確保できているということで考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

いや、私が申し上げたいのは、実際そういうふうなやり方をして、急にこういう話が出てきたというようなことで、3年間で即2億円を支払うと。それに対して、ほかの事業に影響はないのかということを知っているわけですよ。影響力がですね。

そしたら、積み立てをしていたということは、これは予測していたことなんですかね。もしそういった場合に、それを使おうと予測をしていたみたいな今の話ではあるんですが、それを使おうというふうな感じでおるんですが、私は一議員として町に対しては余り、いろんな事業があるわけですよ、順番が。いろんな陳情かれこれの中で。だから、そういうふうな影響がないだろうかというふうな心配をしておるわけですよ、実際。これは急なことだったもんだから。あそこの側溝が悪い、あそこの道路が狭いとか、それを先にせにゃいかんのに、それを後回しにされても困るわけですから、そういうふうな影響力はないんでしょうかというように聞いておるわけです。それだけです、問題は。

ちょっと補足しますけど、そういうふうなことをやるということに対して、いや、十分間に合っていますよというふうなことがあったら安心できるわけですよ。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

財政調整基金の基金残高としましては、平成19年度末で8億円ちょっとございます。それで、今後の事業については影響がないというようなことで一応考えておりますけれども、今後どういふ急な財政需要が発生するか、ちょっとわかりませんが、今のところは中期財政計画に基づいてこういう事業については計画をいたしておりますので、今のところ計画どおりできるのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の山口議員と同じことですが、大体前年度で820,000千円かあった事業費が、今年度これを含めて840,000千円か850,000千円かなっているわけですよ。だから、80,000千円近く去年よりも事業費の中身が減っているわけですね。多分山口議員もそこら辺のことを今質問されていると思いますが、そのところははっきりと、山の購入代金を外したら、私の記憶では80,000千円か90,000千円近く事業費が去年としたら完全に減っているわけですので、そこら辺が事業の内容として大丈夫かということをお聞きします。

○財政課長（大串君義君）

太良町にとっては財源が非常に厳しいわけですが、中期財政計画にのっとって粛々と事業は進捗をいたしております。それで、平成19年度につきましては、大浦中学校の体育館の建設事業が特別にございました。それで、20年度については山の購入ということでございますけれども、そのほかに道整備交付金とか辺地対策事業とか、これも中期財政計画にのっとった形で計画をいたしておりますので、そういう面では財源的には順調に——順調にどうか、そういうことを考えながら計画をいたしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

ちょっとよかですか、先ほどのことで。

なぜかと申しますと、合併するせんの問題のときに、シミュレーションにおいて合併しなかったらとにかく厳しくなるんだ、厳しくなるんだと、そういうふうなことをずっと言い聞かされてきたから私は心配なんです。それを言うておきます。その当時は、とにかくこれじゃいけない、これじゃいけないと。すると、町民に対して、ああ、それやったら余裕があるとたいと。そがんあれは——ぶり返すわけじゃないんですけどね、そのシミュレーションがそういうふうなことだったから心配で言っておるわけです。それだけは頭に入れておってください。

○9番（末次利男君）

この山林購入のことについて、私の思いと質問をいたします。

今回、森林組合のあっせん事業として購入問題が浮上しておりまして、予算に計上されたということですが、かつて私も3代の町政に議員として仕えてきたわけですが、

も、かつての西村町政、杉崎町政、百武町政、現在の岩島町政、この4代にわたって森林の保全、あるいは緑の育成というのは一つの政治信条として大事にしてこられたというように思います。その大きな理由の一つとして、町政を預かる人として、やはり町民の幸せ、これを願う。やっぱりそういった天寿を全うするといえますか、そういった思いで町政に専念されていると思っております。

それを全うすることについては、具体的にはやはり防災、それから保健、福祉、医療、それから豊かさの実現だろうと、私はそう思っております。この豊かさの実現というのは、やはり緑と水、これを未来永劫にわたって保全していくんだというのが大きな目的の最たるものだと思います。

そういった中で、今、高いか安い、これはやっぱり大きく議論すべき問題であろうと思えますけれども、これは単なる財産評価としての評価が数字として出ておるわけでございますけれども、これはいろんな意味で、やはり緑の貯水ダム、例えて言いますと、鹿島市は380億円かけてダムをつくりました。あるいは白石町におきましては、280,000千円の水源の負担金というものを毎年払っております。これは水を完全に給水するための負担金であります。そういった意味から、これは財産評価プラス、ここにも提案理由にも書いてありますとおり、公益的機能を充実するために購入するんだ、これはやっぱり公有林化の最たる理由だと思っております。そういった中で、太良町もいろんな事業を遂行するために、あるいは道路をつくるためにも山林を購入されますね。そういったときの購入の状況、買入れ価格ですね、そういったものは幾らで購入されているのか。

それと公益的機能が今非常に数値化されておりますけれども、その公益的評価、これは財産評価プラス公益的評価はどのような評価が今一般的になされているのか質問いたします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

事業で山林等の買収の単価だと思いますけれども、私も平成3年から県の大型事業として太良町に走っております広域農道の買収に携わってまいりました。その間、やはり町民の方から聞きますのは、山林の土地代がまず200千円です。その上にあるものは、その年齢、品種によって県のほうでおのおの評価していくわけですが、200千円プラスアルファがついても、なかなか交渉に応じてもらえなかったと、苦勞したというのは事実でございます。これは山林が一番苦勞してまいりました。そして、その中で話されますのが、やっぱり手塩にかけて何十年と育ててきた木をこんな安い評価でするのかとか、それから、土地そのものについても、ほかの畑とかなんか、一つ開いていけば山林でも屋敷になったりなんたりするとぞというような言い方をされて苦勞した経験がございます。それから、私も実は山を育てている関係で、中学時代からおやじに連れられて山に行った経験もございまして、その辺は十分わかっておりましたので、その方たちとお話をしながら了解を得てきたといったいきさ

つもでございます。

ですから、ここにただいま審議されておりますけれども、この評価自体で、土地代だけでも200千円するのに土地込みでの170千円云々で、私の交渉した経験からすれば、私はそう高くはないんじゃないかなと思います。

それで、実は先ほど町長も申されましたけれども、私も町は高くして山ば買うとやろうということを私も聞かれました。それで、私は私なりに今のような話をし、実は担当課長から資料をいただきまして、今、県でやっております損失補償基準標準書にのっとして、正確じゃないですけども、例えば、ゼロから10年は5年、11年から20年は15年ぐらいの平均をとりながらこの山の損失補償を出してみました。そしたら、私がもらった資料で積算してみますと441,000千円ぐらいになるわけですね。441,000千円ちょっとになります。それで、私も町民の方が私に話されたときも、そういった話をする中で、その人も実は山を持っている人だったわけですよ。それで、話をしたら、あなたならばこれで売るとかいと言うたら、我が今まで育ててきて、そして反当200千円でん買いわえんて言いよるとはおいなら売り切らん。しかし、あなたそれで売るかにゃというなら、いんにゃ、それはおれも売り切らんねという話も出ました。

それで、ここで今審議されております単価について、私は云々とは申しませんが、私の経験上ではそういった苦勞をしてきたいきさつがございましたので、それで答弁とさせていただきます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

ちょっと待ってください。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

山林の公益的機能ということでございますけれども、先ほど申しましたように、太良町にとっては山は水道水の水源として、山があるから豊富な地下水で水道水も賄われております。例えば、先ほど申しましたように、近隣の市町については1億円から2億円という毎年の水道水の支出とか、そういうことも考えますと、今言われておりますCO₂の問題とか、いろいろ公益的機能ということで数字的なものは私もちょっと今持ち合わせておりませんが、そういう水源の涵養、それから土砂流出の防止とか、あるいは山を守ることは海を守るというような言葉もございます。とにかく植林をして海のほうにも栄養塩を、大分海のためにもいいというようなこともニュース等で言われておりますので、公益的機能ということにつきましては、そのようなことで理解しております。

○9番（末次利男君）

いや、それは私もわかるわけですけども、これは将来にわたって有形、無形の大きな町

民の財産ということはわかります。しかし、金銭的評価を今されていると思いますよ。それから、もちろん今課長も言われたように、今回、7月ですかね、洞爺湖サミットがございませけれども、その中で、やっぱりCO₂の排出削減交渉あたりがなされるとは思いますけれども、日本の削減目標は6%になっておりますけれども、3.6%は森林吸収からという日本の大きな目標値を掲げられているようでございますけれども、そういったものを今、これは世界の一つの常識的にCO₂削減は売買をされておるんですよ。そして、これから先、当然企業としても削減目標には大きなコストをかけてしなければならないという状況になってくるんだらうと思いますけれども、そういったものを企業誘致の大きなセールスポイントになるのではないかということも言われております。そういった中で、そのことが公益的機能を幾らに評価をされているのか。それはCO₂だけでもそういうことですよ。それは地下水もあるし、防災の面もあるし、先ほど言われたように、宮城県のカキですね、これは日本に最たる宮城ブランドということで売り出されておりますけれども、あの養殖をする前に先に木を植えたんですよ。あれが海の森の発祥ですよ。

そういったこともいろんな問題でいろんな要素から、公益的機能と一口で言われよるんですけども、その評価を金額で今示されている基準があるわけですけども、その基準に当てはめればどのくらいになるのかという大体の大まかなところですよ。それは厳密にいきませんけれども。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

今の土地、山の評価というようなことでよろしいのでしょうか。——230町分をうちのほうで評価しておる金額でございませけれども、これにつきましては459,714,200円というようなことで評価をいたしておるところでございませ。

○町長（岩島正昭君）

公益的機能ということでございませけれども、公益的機能というのは、国土保全、水源涵養、あるいは自然環境の保全等々が公益的機能ということで一口にまとめられますけれども、その公益的機能の効果というのは、到底これははかり知れないと思います。4億円どころじゃなかと。子孫、孫まで、ずっと末代の太良の子供たちに伝えていくという意味からして、自然というのは重要な財産と思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

そんなら、もう1点だけ。

○5番（牟田則雄君）

1つは、先ほど永淵課長が200千円でも高いと言われましたが、同じ会社から14年には反当100千円を買ってあるわけですよ。ですね。それは単独で、県の補助はなくして104,200円

かで同じ会社から同じ山を買っておられるわけですよ。それで、里山が幾らしたというとは、それは課長の見解ですから、そこは言いませんが、それから、今盛んにCO₂の問題とかなんとかいうごたるとを言われておりますが、2月18日の佐賀新聞で10年後を見据えた地球環境保全ということでここに書いてありますが、針葉樹では30年か35年以上たったらその機能はしないということですよ。それで、そういう機能を働かせるために広葉樹林に植えかえるためには反当300千円から400千円かかりますよと、ここにちゃんと書いてあるわけですよ。そいけん、今230町買うと言われても、自然林は30町しかないわけでしょう。あとの20町は針葉樹やけん、もしそういう多面的機能を働かせるためには、300千円、400千円かけて改めて広葉樹林になさんと、今説明された働きは全くない山を買うたということですよ、これは。

この針葉樹林でそれだけの働きがあれば、私もこういうことは口を酸っぱくして言わないわけですが、今説明されておる内容が全然違うし、それから、永淵課長が言われた購入金額も、14年に同じ会社から同じ状態で反当104,200円で買ってある山を、何で今回だけ173,730円で買わんばいかんとかという理由が全くわからないではないですか、今のあがんとで。そいけん、多面的機能に投資するという投資目的で買うなら、その機能をしている山なら説明どおりで私も受けとめるんですが、今のこの山じゃ、全然その機能はしなくなった山をどうして多面的な機能の評価をするわけですか。これは買ったらまた、今言われたような多面的機能を発揮させるためには反当300千円から400千円かけんと、そうならないと専門家の方が書いてあるわけですよ。そいけん、今説明された理由は全くこれには該当しないわけですよ、多面的機能には。そういう山ですから、何でそういうふうな高い対価の評価をされるとかという質問をさっきからしているわけですよ。

以上で私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

この問題については、全協でも十分話はしておりますし、ここら辺でやめたいと思います。質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

もろもろ今私が質問した内容で私は思っておりますので、私も購入すること自体を反対しているわけではありません。ただ、永淵課長に今私が申したとおりに、14年度の購入価格、しかも、それは町の単独による購入といえ、全くそれだけしか土地の評価、山の評価はしていないわけですよ。ところが、県が半分出すからということで土地の評価を倍していいということはないでしょう。今後買うときも、補助金があったら、その補助金の分は上増しして我々の土地でも何でも買うてくれるわけですか。そういうことはないはずですよ。やっぱり土地の評価というのは、補助金があるなかにかかわらず、そのときの評価で土地は評価するものと私は思いますので、このままの議案については私は反対いたします。

それで、願わくばそこら辺をもう少しあれしたいので、継続審議か、大阪府みたいに暫定予算として一応予算を上げて、後でまた改めていろいろ意見をまた煮詰めてするかということで、私はこのまま原案どおりには反対いたします。

○9番（末次利男君）

賛成討論をいたします。

今、森林は公共財産という位置づけをされております。そういった中で、次の世代、子々孫々にこの公共財産を引き継ぐ、これは今県も始めておりますとおりに、新たな森林保全施策とそのための税制についてということで県も今新たな施策を始めております。そういった中で、この公有林化というのが大きくその中にうたわれております。その意義というのは、やはりそういった財産評価、いわゆる材木評価、土地評価とプラスアルファの人間が生きていくためにぜひ必要な山の緑を保全していくという意味から、やっぱり公有林化というのが世界的に進められておるという観点から、この価値の評価というのは、それは種々さまざまだろうと思います。そういった中で、そういった大きな財産評価と公益的評価、これをプラスしていけば、これは歴代町政のやってきたことは間違いないという確信を私はいたしておりますので、賛成をいたします。

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第26号 平成20年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第27号 平成20年度太良町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。ありませんか。

○9番（末次利男君）

老人保健特別会計でございますけれども、今回、制度が変わったということで、老人保健、あるいはこの次に出てきます後期高齢者と国保、この3つが制度が変わっておる、中身が変わっておるわけですね。どこで質問をしていいのかわかりませんが、この3つ、今まではいわゆる国保と老人医療ということで特別会計でありましたけれども、それがプラス後期高齢者医療ということが新たに創設されたということですので、そこらをわかりやすく説明をしてもらえば、まず入り口としていいんじゃないかなという感じがしますけれども。当然ここは予算的にもかなり減額になっておりますよね。当然ですけれども。その

細々とした制度はちょっと変わっておりますが、そこはちょっと抜きにして、大枠どうなったのかということをお教えいただきたいと思っております。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

老人、それに後期高齢者、国保のそれぞれの制度の大まかな内容で申し上げますと、今回、老人保健特別会計の療養給付費の1カ月分程度については、後期高齢者への移行期間でございまして、制度上、20年度、21年度という経過措置を経て後期高齢者医療制度に移行していくわけですけれども、これは今回の予算計上については3月分ですね。支給費については、来年3月から2月までを計上しておった分ですけれども、3月分が一月残るといようなことで今回計上しているところでございます。

それから、後期高齢者については、医療制度改革の一環として75歳以上の高齢者についても、ある一定の保険料を負担していただくという感じで、それぞれ国保の被保険者及び被用者保険の被保険者ですね、厚生年金とか共済組合ですね、そういった被保険者の75歳以上については後期高齢者制度に移行してまいります。その移行に伴った経過措置として、国保の中にも後期高齢者の支援金といった保険料を制度改正上設けた。それに伴った前期高齢者及び後期高齢者等々の支援金という形で、国保のほうも若干その辺の国保の交付金等が内容的に変わっているということでございまして、一連の流れについては、そういうふうなことになってございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

説明をいただきました。それで、今回、経過措置として国保と後期高齢者医療支援金というのが創設されてきたということでございますけれども、今まで、いわゆる税額も必然的に医療分と支援金分という変わり方をすると思っておりますけれども、当然ながら国保分は減って、プラス支援金分がふえてくるということだと思いますが、どのくらい減って、どのくらいが支援分に回るのか。余り難しく言わんで、簡単に説明をいただきたいと思っております。

○健康増進課長（江口 司君）

末次議員の御質問でございしますが、それについては、国保特別会計のほうで内容を吟味してもらえばと、かように思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第27号 平成20年度太良町老人保健特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第3 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第28号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

この対象者は町内に何名ほどおられますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

これは19年12月現在で1,741人ということで推計をいたしております。

○10番（山口光章君）

この制度を導入されて、これに値する1,741人の皆さん方がやはりある程度のシステムとかやり方を把握ができるかどうかといえば、時間がかかると思うんですね。そしてまた、私どももちょっとわかりにくい面がありますので、何回となくこういうふうな勉強会じゃないですけれども、いろんなことを教えてください。今後ですね。よろしく頼んでおきます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今、推定で1,741人ということですがすけれども、次、勉強会という山口委員長のお願いがあったわけですけど、よかったら5年後、10年後の推定ですね、どのくらいに人口になるのかと、参考までにその辺までそろえての勉強会をお願いいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

被保険者数は1,747人ということで、1,741人と言っておれば訂正をお願いいたします。

それから、両山口議員の御質問でございますが、後期高齢者の制度についての説明会を老人クラブなり、それから健康づくりの保健の推進の折にさわりだけは話しましたが、制度の理解というのは、75歳以上になれば制度自体の理解というともなかなか困難でございまして、それを解きほぐすというのはなかなか困難な話でございまして、わかりやすく言えば75歳以上、75歳未満に分けて考えてくださいというのは常々申しているところでございます。

それから、5年後、10年後という制度上の話でございまして、前期高齢者と言われるのは70歳から75歳未満で、それぞれ300人から400人程度毎年いらっしゃいますが、その方々が後期高齢者に移行していくわけですけれども、結局、今まで国保等については世帯で国保税を納付していたところでございまして、後期高齢者に当たっては一人一人ですね。家族に75歳以上の老人が2人いらっしゃれば、2人それぞれ保険料を徴収するという制度上の違いがございまして、その辺の御理解等をお願いしたいと。要望があれば、その都度出向いて説明をしたいと、かように思っております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

この後期高齢者の保険料ですが、年金天引きというふうになるかと思えます。それで、国民健康保険から今度の後期高齢者のほうになった場合に、未納といたしますか、当初の調定から割り出されたところで今度未納が発生、国民健康保険の場合はそれなりの未納が発生しているような感じですが、今度の後期高齢者に移った場合にこの未納という部分が結構打ち消されていくのではないかというふうな感じがする中で、今のこの1,747名の方で国民健康保険料の未納の方というのはございますでしょうか。

○健康増進課長（江口 司君）

国保の未納については、件数等については税務課等でその徴収については預かっておりますので、税務課長のほうから答弁があるかと思っております。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

後期高齢者医療保険に移行される1,747人の方の未納があるかという御質問ですけれども、先ほど御説明がありましたように、国民健康保険税は納税義務者が世帯主でございまして、今回の後期高齢者医療保険については各個人が納税義務を負うということですので、今現在のところ予想されている1,747人の方の未納額というのは計算できておりません。まず計算できません。

以上です。

○6番（川下武則君）

太良病院の院長にこれは聞きたいんですけど、後期高齢者の方の1,700名余りを太良病院にみんな取り込むような策を何か考えておりますかどうかお聞きいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

後期高齢者医療制度に変わるわけですけど、75歳以上については、病院に来られた場合に何回受診されようとも600点の範囲内で再診料を取らないとか、600点の範囲内で検査とか、あるいは指導とか、そういうのを行うということで、主治医を1人決めてもらって、その範囲内で医療を行うという大体原則的なことになっています。

それで、こう言ったらあれですけど、なるべく太良病院に来てもらうように、現在の老人の患者さんの中から1,747名があるわけですので、今まで以上にそういうことを認識しながらとか、患者さんを大事にするということをやっていくように、特に内科の先生が中心になると思っていますので、内科の先生とかと話しております。

以上です。

○6番（川下武則君）

よろしく頼んでおきます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第29号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

予算書の29ページの出産育児一時金のところで12,250千円という予算がありますが、これは35人の350千円ということでしょうか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

出産育児一時金の12,250千円については、平成18年10月から300千円が350千円に変わったために出産育児一時金が50千円ほどふえまして、20年度も350千円の35人前ということで、12,500千円ということで計上をいたしております。

○3番（平古場公子君）

一般的に見て、新年度からは5回の無料健診券も配布されるということで、かなり理にかなうサービスがなされていると思うんですけど、それにもかかわらず少子化が進んでいるというのが現状だと思いますけど、19年度の母子手帳の交付は何人ぐらいおられますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えいたします。

19年度は3月現在でございますが、母子手帳については68件ほど交付をしている状況でございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

そしたら、18年度、17年度も余り変わらないということだと思うんですけど、いかがですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

17年度、18年度については、手帳じゃなくて、これは妊婦健診の折に、健診をされた方には当然母子手帳を交付しておりますので、その妊婦健診の折の資料ということで、17年度が158件、それから、18年度については135件、妊婦健診の折に母子手帳等を交付している状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

主要事業の今出ている国民健康保険特別会計の内容についてですが、13,000千円の中身として糖尿病の生活習慣病等についての健診料と思いますが、これは特別に町でそういうふうなあっせんをされるのか、個々に病院に行って健診をするような状況なのか、その辺についてお尋ねします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

今回、平成20年度から特定健診事業というのが始まるわけでございますが、従来、平成19年度までについては基本健診ということで実施していたところでございますが、それが特定健診ということで変わったところでございます。

内容的には、健診の中身はそれほど変わらないわけですが、必須項目ということで、基本健診とさほど変わらないわけですが、身体測定と身長、体重、腹囲、それから血圧測定、血液検査、脂質検査、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖検査、空腹時の血糖、または空腹時のヘモグロビンA1C、それから肝機能検査、GOT、GPT、γ-GTPですね、それから検尿が尿糖、尿たんぱく、そういった必須の検査を実施すると、こういうことでございます。

○12番（木下繁義君）

今るる説明を受けたところですが、そしたら診察料ですね、大体300人の予定をされておりますが、40歳から74歳までというようなことですが、これは太良病院で十分賄いができると思っております、検査料あたりの補助対象はどういった内容でしょうか。

○健康増進課長（江口 司君）

補助対象ということでございますが、この特定健診等については、佐賀県医師会と佐賀県内の国保保険者が保険料の、要するに健診料等の単価を統一いたしまして6,280円ということで単価設定をいたしまして、国の基準というのがございまして、6,280円のうちの国の補助対象基準というのが5,470円です。その分の3分の1程度が国、県等の補助対象だということで、歳入等々については1,820千円等に上げているところでございまして、国、県も当然1,820千円程度の予算の計上をしているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○9番（末次利男君）

今回、義務教育就学前の子供の自己負担というのが3割から2割ということで、この制度は変更されますけれども、これは町長の公約でもありましたとおり、子育て支援として就学前の無料化ということで、そこにかかわる金額はどれくらいになるのか。

それと70歳から74歳、これは先ほど前期高齢者ということで説明があったようでございますけれども、この負担割合が1割から2割になるということでございますが、その対象者はどれくらいおられるのか。そこらをちょっと質問いたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えをいたします。

乳幼児医療の自己負担割合が3割から2割に変わるということございまして、その医療費の計算をしたところ、16年度、17年度、18年度の3年間の差額を3歳未満と7歳未満に分けて計算をしましたが、16年度で3歳未満と7歳未満ですね、差額が29,022千円程度、それから17年度が17,802千円程度、18年度については18,320千円程度ございまして、その平均とすれば約20,000千円程度ですね。これの1割程度、要するに3割から2割に自己負担が減ったために町が持ち出しをせなならんということで、平均が21,715千円程度で、その約1割の2,171千円程度が太良町の医療費の負担増になるということで、一方がよけ

れば、一方が負担をしなきゃならないということでございます。

それから、70歳から75歳未満の前期高齢者と言っていた対象者がどのくらいいらっしゃるかという御質問ですが、平成16年度が272人、それから17年度が322人、18年度については446人ということになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第30号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

1点、新規加入がここに掲載されておりますが、どなたかわかりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

主要事業でも上げておりますように、現在、漁業集落の組合のほうにお願いして、よく出てきますので、今、接続率87.23%、まだ未接続が24件ほどございます。その中で、やっぱり地区の組合長さん初め、役員さんの方、かなり努力してもらって接続をお願いしておりますけれども、なかなか一気に進まないという状況でありますけれども、今回、一件でも多く接続をお願いできるようにと思って予算措置をしております。

以上です。

○9番（末次利男君）

この施政方針の中で、いろいろな問題といたしますか、非常に繰出金が多額になって、予算の約8割を繰り出しているという状況の中で、健全経営に努力するというところでございますけれども、具体的にどういうことなのかお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

かなりまだ償還のほうがたくさん残っておりますので、一般会計の繰り出しのほうに頼っております。それで、大体使用料で賄うのが普通だと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、接続率もまだ100%までいっておりませんし、なるべくその接続を多くしていただき、そっちのほうで努力して、健全経営につながるように努力したいとは考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

この接続率というのが86%、これは非常に高い数字だろうという感じが私はするわけですよ。これは100%にすれば、十三、四%ということが決算上は成り立つんですけども、実質的には非常に高い接続率だろうという感じがするわけですよ。そういった中で、やっぱり健全経営を目指すということであれば、やっぱり経費の節減というのは当然そこに、今、指定管理者という制度でいろんな施設が管理者を置かれているんですけども、そういったところの実態を見ますと、やはり委託料の入札減とか、そういった努力をされて経費節減になっているんですよ。そいけん、そこら辺にもう少し努力の余地があるんじゃないのかという感じが私たちは素人ながらするんですけども、そこら辺についてはどのような感じを持っておられるかですね。そこは減らさんと、接続料を上げるといっても1件か2件かということには大差がないわけなんですよ。その辺はどうなんですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

やっぱりかなり委託料も上がってきておりますけれども、私どもも毎年2業者のほうに業務を委託しております。その中で、やっぱり毎回言われておりますけれども、その委託料を何とか減らすような努力はしていないのかということで再三問われておりますけれども、何分に業者のほうにも代替業務ということが頭にありまして、そういうこと等も加味しましても、委託料の中で消耗品等がございますので、そういった面では、今回も私どもも役員等ですので、もう一回安く入手できないかということ相談したいとは——まだ契約もしておりませんので、契約する時点で、そういったことで幾らかでも削減できるように努力はしたいと考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

今さっきの話じゃないですけど、担当の課長のほうから2業者でというようなことで、この集排事業については、もう少し交渉をするべきじゃないかというようなことを私も再三提案してきたわけですが、今、町内に3業者がおるわけですね。その辺の同等の立場で、3業者でこういった公益なものは入札をするべきじゃないかと思うわけですよ。例えば、今までの仕事が減るからとか、そういったことは時の流れで減ったりふえたりするのはこれはやむ得んとやけんさ、ただ、くみ取り業だけが優遇というようなことはいかがなものかと思うわけですよ。やっぱり健全経営、できるだけ一般会計に負担をかけないような制度をとる上には、やっぱり3業者で見積もりを出して、当然事業をやっていくと。今、2業者でした場合に、これは私の思いですけど、往々にして談合というような可能性もなきにしもあらずというふうな感じはするわけですよ。もっと安くできるというような話も聞いておりますので、その辺について、今後の、まだ入札もできておらんという本年度の方針あたりはどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

私どもも業者が多く入って入札すれば幾分か安くはなるとお思いますので、業者のほうの組合等もごさいますので、そちらのほうとも打診しながら、いかなる方法、3社入れれば幸いですけれども、そういった方向で検討もしていき、できる方向でやっぱり業者の組合のほうにも相談を持ちかけたいとは考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

組合が一番状況としては強いようでございますけど、今、担当のほうにも苦情があっているかいはいかは存じませんが、町内の中でも業者さんが勝手に検査をし云々というようなことを聞いております。そして、何で承諾なしに勝手に検査したり、くみ取ったりするととか。いや、ここはうちが担当ですよと言いきったと。担当やろうが何しようが、金はおれが払うとぞと。そして、何で伺わんで勝手にするかと言うたことらしかです。そしたら、いや、ここはうちがするように組合で割り振りをしておりますからと。組合で割り振りをしたとかせんとかと、自分のものを金を払う者が権力さいと。それならばせんちゃよかというようなことを2件ぐらい聞いておりますもんね。

そいけん、やっぱり組合、組合と。それは嬉野市ですか、今、公共事業がどんどん鹿島方面も進んで、やっぱり値上げをというような話も聞いております。太良町に来ているか来ていないか、太良町も上げてくれんかいとか。太良町はそげんことじゃとてもじゃないよという話を私はしましたけど、そういったことで、自分たちの仕事の場が小さくなるから、そして、しわ寄せは利用者にかけてくるといった業者間の感じを受けるわけですよ。そいけん、

余りにも優遇のし過ぎじゃないかというような気持ちを持っておりますので、他町のことをどうこうじゃなくして、町内に3業者あるのに、やっぱりその3業者を同等にテーブルに着かせていただくというようなことはできないか、その辺、町長いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

その件については、18年度からやったですかね、議員さんたちが組合の組合長に会っていただいたという話も聞いておりますけれども、そこの付近の組合の規約等々がどうなっているかということと、従来からそういうふうな地区割で配分しておるという内容がどうなっているか、そこら付近を内部的にちょっと検討させてください。できるならば議員おっしゃるのが競争原理ですから、見積もりをとって安い方に頼む、これは個人の頼むとの原理ですから、そこら付近は内容的にもう少しチェックをさせてください。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第31号 平成20年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

簡易水道の16ページにございます資本的費用のところ、元金が本年度14,471千円。前年度に比べてふえていると思いますが、この内容についての説明をお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

元金の2,789千円の増額ですけれども、平成17年度に伊福・里地区を監視システムの導入を行いました。それに伴い借り入れを行って、その分の元金償還が平成20年度から発生しますので、2,789千円増額になっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

昨年度に引き続いて配水管の布設がえ、これは農地内に布設されている簡水というのが、昨年度が喰場の布設がえがあってございましたけれども、ことしもそうですね。何地区にわたる、農地内施設はどれくらいあるんですか。まだこれからあるのかないのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

農地内の改良計画をしておりますのは、喰場地区だけでございます。それと、20年度には平野地区で1件ありますけれども、この分については建設課の町道改良に伴って、3軒前の給水管が農地に入っておりますので、その分を町道に移しかえます。

それと喰場地区においては、延長は短いですが、まだ毎年200メートル以内ぐらいで続けていく計画ではおります。

以上です。

○9番（末次利男君）

わかりました。喰場地区はあと残りということですね。

それから、これは消防のところで質問があっていたようでございますけれども、この簡水には消火栓というのは基本的には無理ということで理解していいんですかね。その辺は課長の答弁によれば、要望があれば検討するというふうな答弁があっていたようでございますけれども、これは一番手っ取り早く消火栓が一番いいわけですよ。しかし、本管の径をかえなければなかなか難しいだろうと。それは相当のお金がかかるという感じがしますが、要望にこたえんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

改良工事等があるときに結果的には消火栓が設置できるように私たちも要望したいと思っておりますけれども、どうしても事業費とかいろいろな問題が出てきますので、私たちもそれは要望をしますが、できる範囲内で行っていきたく思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 平成20年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第32号 平成20年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

予算書の水道の12ページですね、節13の委託料の欄で一番下のところに水道施設監視システム保守点検委託料228千円というふうな計上がなされております。これは昨年度を見ますと、この予算計上がなかったような感じなんです、これは隔年ごとにこの点検をなさるという意味でしょうか、説明をお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

水道の監視システム保守点検ということですが、228千円計上しております。この点検につきましては、2年に1回の計画で保守点検を行っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

全体的なことについて質問させていただきますけれども、これは水道事業の生命線と申しますか、経営の大きな柱として、有収率ですね、ここがこういったいろんな改良を重ねている結果でもまだデータとして見えてこない。18年度決算でも81.24%ということで、非常に県内の平均とすれば格差があるわけですね。これは民間であれば当然ながら目の色を変えてこの有収率の改善には努めるんじゃないかという感じがするわけですが、これは努力はされていると思いますけれども、大体ここの原因というのは何ですかね。よそは90%という有収率を誇っているところが多いわけなんですけれども、この辺には毎年毎年こういった改良を続けながら一向に上がらないという、恐らくその原因究明というのは多分されていると思いますけれども、そこはやっぱり性根を入れてといいますか、本腰を入れて取り組まないと、これは無駄な経費をかけてうしてよるといいますから、ここは経営としての大きな柱なんですから、ここはどのような対策をされているかお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

有収率については、決算委員会等でもかなり厳しく指摘をされて、私たちも努力して、まづ古い管につきまして布設がえのお願いをして、計上して毎年行っております。その分について、今度は各戸数の取水栓、給水管、給水管になりますと13ミリから20ミリ等になります

ので、そういった分の老朽、管が小さくなればなるほど漏水の対応、早期発見、早期修理ということがなかなか難しいので、ちょっとイタチごっこにはなりますけれども、あそこをしたら、また次のほうの弱いところ、弱いところということで漏水が広がっておりますので、今後も早期発見、早期修理を私たち職員全員思っておりますので、漏水があった場合は、夜間調査もやっておりますので、その分を何とか反映させて有収率の向上に努めたいとは考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 平成20年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第33号 平成20年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この病院事業について1点お尋ねします。

2月14日あたりで担当のほうから説明があったわけですが、太良病院の60床の中で45人やったか、その当時。そしたら、現在の入院患者の状況等についてお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

昨日の時点で46名という入院患者数でございます。

○12番（木下繁義君）

これから先の推移として、見込みといたしますか、そういった見込みについての状況はいかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これはあくまで希望なんですけれども、大体80%以上をキープしなさいということでコンサルタントあたりからも以前そういう指摘もあっておりましたので、とにかくそれを目指さなければ黒字経営のほうに持っていけないもんですから、いろんな観点から、とにかく48床以上を目指すということでやっていきたいというふうに思っています。

○10番（山口光章君）

その件でちょっと参考のためにお伺いしたいんですけれども、目指すのはよろしいですけれども、60床になってから一回ぐらい満室で、ちょっと病室があいていないからというふうな断るようなことはありましたか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まだ一度も60床になったことはございません。ただ、一昨年の18年度中については、56床とか57床ぐらいまではいったことはございます。

○10番（山口光章君）

実際、健康な町というところは病人がいない町と。お年寄りも元気で働けるようなですね。だから、余り病人がおってもよいわけですが、経営上はそういうわけにはいかんというようなことで、先ほど申されました48床を目指すじゃなしに、55床でも目指すような気持ちでおってください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

60床目指して頑張りたいと思います。

○1番（所賀 廣君）

この予算書に上げられている数字外のことになろうかと思いますが、現在、太良病院のほうで太良町におられる方の腎臓の人工透析をなさっておられる患者様の数の把握はできておりますでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

透析については、新病院をつくるときに透析室をつくったらどうかとか、腎臓内科みたいなをつくったらどうかという話で検討しましたけど、当時が二十数名おられたと思います、16年度、17年度あたりに。そして、日本全体の推計では、人口10万人当たりだったかな、1年に1人ずつはふえるような計算ということで、ただし、透析室をつくっても、今二十数名おられる中で何人太良病院に来てもらえるかとかいう、そこまで調査をしましたけど、ほとんどの方は今までどおり近くの透析しているところで透析を続けるというような返事で、採算に合わないということで透析室をつくるのをやめた経過がございます。

透析というのは日常的なもので、まず近くにあるのは本当に便利だと考えますけど、何もかんもできないというような、そこまで手を広げるのはちょっと無理だということで透析室

をつくらなかった。現在のところはわかりませんが。

○1番（所賀 廣君）

この透析、恐らく30名を超す数じゃないかというふうに思います。特定疾病療養受領者証というのをいただいて、おのおのの患者さんの負担を安くしようということではなされていると思いますが、何人かの方の話を聞いてみますと、やっぱり近くのほうがよかねと、車で رفتり来たり、サラリーマンの方とか、そういったお子さんとかが協力してくれればよかすけど、そうじゃない方はなかなか遠くに行くのも大変。以前聞いた話では、この透析は1つの病院に行けばなかなか転院ができないというふうなことを聞いたような記憶がありますが、聞いてみますと、いや、それは太良病院で透析装置ができれば近かるとこしたことはなかと。

毎日のことやないわけですけど、できましたら、今度総務省のガイドラインができた中で、各自治体病院の改革プランを出しなさいというふうなことになっております。それで、このプランの中に、設備等の問題もあるでしょうが、ぜひ透析装置というものを考えていただいて、この太良町は30名以上の方がいらっしゃると思いますので、何とか近くで透析ができるような前向きな考えをしていただければ助かるなというふうな感じがいたしますが、その点いかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、先ほど院長が申し上げましたとおり、三、四年前、四、五年前ぐらいにかなり検討をしたんですよ。それで、腎臓内科の先生ですね、この方がまず今医大のほうにも派遣する医師がないという状況がありまして、今度スタッフがかなり人工透析に習熟している、熟練度が高い看護師を三、四名ぐらいは絶対必要と。全体で五、六名が必要なので、例えば、それを10床ぐらいの病床数で始めたとしてもペイしないということが最大の問題だったんですよ。

それで、先生がいない、看護師をそれだけそろえることができない、それから、もしうちでできない状況になったときに、最寄りのところにその方に行ってもらおうという提携を結ばないといけない、いろんな障害があつて、当初、一番最初につきましては、この病院を開設するに当たっては、ちょっとそれは見送りましょうという結論になっております。その後、今でもドクター等についての状況は全く変わっておりません。そこで、例えば、しようと逆に決定をしても、そういう看護師、先生を探すということになると数年がかりにまたなってしまうということでもありますので、今度の経営改革プランの中にうたうかどうかは、ちょっとここでは即答できないというのが現状でございます。

○1番（所賀 廣君）

先ほど言われましたように、当初できるときに透析装置が太良病院にできるというふうな

期待感を持っておられた患者さんが何名かいらっしゃいます。なしできんやっつらうかね、せつかく太良にできれば近くで助かったとにという意見等々も聞きまして、今の事務長の答えも確かにそうだとは思いますが、もう一度そこを十分検討していただいて、改革プランの中に織り込むかどうかというのは、確かに医者不足、スタッフ不足ということもわかりますが、もう一度よく検討をしていただいて、できたら前向きの方で考えていただければなどというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○11番（下平力人君）

11ページの外来収益、これが前年に比べて10,000千円ぐらひ下がってありますね。せつかくの新築された病院でございますので、これはきのうだったですか、久保議員が入湯税の話をしておりましたけれども、やる気を起こすためにも、やっぱり前年度並みか、あるいはそれ以上の目標、予算を上げたほうがいいんじゃないかと思ひますが、その点についてお尋ねします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まさしく議員がおっしゃるとおりだとは思ひますけれども、昨年、18年度の実績、それから、ことしの19年度の実績等を見て、これぐらひが妥当ではないかということで計上いたしておりますので、それ以上になるように努力したいと思ひますが、現実の面ではそういう努力をしたいと思ひます。

○8番（久保繁幸君）

最初にお尋ねいたしますが、まず、19年度の2月末までの1日平均入院患者数、それと外来の患者数がわかればお尋ねいたしたいんですけど。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

まず、外来患者数から申し上げます。

2月末までの時点で、全科の累計数が5万5,777人になっております。それで、1日当たりの平均外来数が207.3人ということになっております。

それから、入院のほうでございますけれども、2月末までの時点で全科1万3,820人、1日平均が41.3人というふうになっております。

○8番（久保繁幸君）

この主要事業のほうには、1日平均58人、また外来患者のほうは244人の数字を上げておられますが、これはどういうふうな努力をされて、この辺の目標に達せられるのか。

また、今さつき山口議員の質問の中で60床あったことはあるのかというような中で、18年度に56床か58床ぐらひあったということで、ここに入院では58床を掲げてありますが、どういう努力をされるのかお尋ねいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

58人ぐらいあったというのは、例えば、救急部屋とか、あるいは男部屋とか女部屋、あるいは感染症の人がおったりとかいうて、まず、よっぽどうまいぐあい入らないととか、男女別に部屋がなっておったりとか、あるいは救急室をあかしておくとか、そういうことがあったりして、入院予定の人があっても待ってもらおうという場合もあります。なかなか60床というのは病気の内容とかで実現しにくい場合があります。例えば、小児科が2人おられて、1人は感染症で、そちらの方が1人入られておったら、その部屋にはもう1つベッドがあるけど入れないとか、そういうこともありまして、60人以上入れる可能性もあったんですけど、57人とか58人ぐらいで抑えなければならなかったということもあったというふうに思っています。

シミュレーションとして、入院患者さんが80%、外来患者さんが20%ぐらいふえるということで新病院をつくる前にしていました。目標に到達していません。なかなか全科のドクターを見るというのは難しいということもあるし、今は大体専門家、やっぱり受診される方は専門的な医療を期待されていると思うんですね。ですから、質の高い医療とサービスを心がけてやっていく中で自然に患者さんはふえてくるし、受診してもらえるし、入院もどうしても太良病院に入院したいというようなことで入院患者さんがふえてくると考えています。あくまで質の高い医療をやって、それをサービスの気持ちでやるということによってやっていくというふうに考えています。

医療だけじゃなくて、介護保険であるとか保健事業、そういうことにも十分そちらのほうからも収益が上がりますので、そちらのほうにもスタッフをそろえてやっていき、そういうことをやってきて、まだこれからも続けていく考えです。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

院長の意気込みはわかりましたが、実質的には年々減っておりますよね、入院患者、外来患者。その辺を、ここにも上げてある58人と244人、それは十分努力していただきたいと思っています。

また、もう3回目ですので、事務長にお尋ねしますが、ワーキングチーム、今やられていますか。その中で、総務委員会から傍聴をお願いをしておったんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては以前からお伺いをしていましたので、今、4つワーキングチームをつくっておるわけですが、いずれでも入られてよろしいということで、日程をあと決めていただければお受けをしたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 平成20年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。後で追加議案がございますので、よろしく願いいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

お手元に追加議案を配付しておりますけれども、配付漏れはございませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました町長提案の議案第34号から38号を日程第10から15として追加し、町長の提案理由の説明を求めたいと思いますが、これに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加し、日程第10から15として上程することに決定いたしました。

日程第10 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案一括上程。町長提案の議案第34号から議案第38号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

それでは、早速追加議案の提案理由を御説明させていただきます。

議案第34号は平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、平成19年9月の定例会において請負契約の締結をいただき、株式会社肥前建設が施工中でございます。

今回の変更理由といたしましては、入札執行残金を利用しながら事業の進捗を図るため、これは来年度施工予定の箇所です。これを鋼管ぐい打設6本の追加による増額と工期延長の請負変更契約について、議会の議決を求めるものでございます。

工事内容を申し上げますと、当初設計では鋼管ぐい製作打設を24本とプレキャスト板製作1個を計画しておりましたが、今回、鋼管ぐい打設6本の追加により18,887,400円増額し、請負額を103,818,750円に変更するものでございます。

また、工期につきましては、当初、平成19年9月15日から平成20年3月25日までとしておりましたが、今回、平成19年9月15日から平成20年6月30日までに変更し、繰り越し措置をするものでございます。

次に、議案第35号は太良町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

太良町固定資産評価審査委員会委員の任期が平成20年3月24日をもって任期満了となり、新たな委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、太良町大字糸岐1527番地、高田繁喜、太良町大字多良1053番地、小溝靖孝、太良町大字大浦丁1675番地1、岡義人、以上3名でございます。

次に、議案第36号は副町長の選任についてであります。

本案は、現副町長の木下慶猛氏の任期が平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任に永淵孝幸氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき

議会の同意を求めるものであります。

記、住所、太良町大字多良9014番地、氏名、永淵孝幸、生年月日、昭和23年7月31日。

次に、議案第37号は監査委員の選任についてでございます。

本案は、現監査委員の土井康彦氏の任期が平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任に川次信康氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、太良町大字糸岐6625番地5、氏名、川次信康、生年月日、昭和18年8月24日。

次に、議案第38号は教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、現教育委員会委員の馬場良夫氏の任期が平成20年3月24日をもって任期満了となりますので、再度、馬場良夫氏を教育委員会委員に任命いたしたく、また、現教育委員会委員の蕪岡次雄氏が平成20年3月末日をもって辞職されるので、その後任に食場佐津美氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

記、一つ、住所、太良町大字多良1935番地、氏名、馬場良夫。一つ、住所、太良町大字多良1584番地2、氏名、食場佐津美氏。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第34号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（川下武則君）

6本追加ということなんですけど、まだ6本をつないでいるような今の状態が見受けられるんですけど、工期の6月20日で上部工まで間に合いますかね、どうですかね。そこら辺をお伺いします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今回、6本追加変更でお願いするわけですけれども、今の業者との話の中では3月末で大体ノリもほぼ終わってくると思いますので、そのくらいの工期があれば大丈夫ではないかというようなことはお聞きしております。

以上です。

○6番（川下武則君）

プレキャストを入れたりとか、そういう部分をするときに、今から水温が上がったら透明度等が悪くなるので、いかなもんかなという心配もしていたんですけど、業者さんとのそういう話ができたら私は別にいいんですけど、よろしく頼んでおきます。

○町長（岩島正昭君）

プレキャスト板は製作のみです。丘づくりだけです。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）はい。そして、この鋼管打設も打つだけで、上部工のコンクリートは20年度の6月以降の仕事と。くいを打つだけです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第35号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

この高田氏の大正13年という生年月日を書いてあるんですが、これは何歳になられる人ですかね。それと健康状態をちょっとお願いいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在87歳（272ページで訂正）でいらっしゃいまして、健康状態のほうはかくしゃくとして、いろんな役職もまだ現役でなされております。

以上です。

○10番（山口光章君）

同じ質問ですけれども、今しゃきしゃきとしていても、お年寄りというのはいつどうなるかわからないというふうなこともあります。そして、やはり今から先は、年齢はどうでもい

いかもしれませんが、やはり対応できる年齢層が私はいんじゃないかと思います。やはり何かの場合は、ああ、年やけんと言われてみたり、何かの場合はまだこれでいいというて、これはちょっとおかしかやなかですかね。そこら辺を私は思うわけですよ。もっともっと太良町内にはいろんな人がおると思うんですけど、どうでしょうか。

○税務課長（桑原達彦君）

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、従前から多良地区、糸岐地区、大浦地区ということで1名ずつの人選をいたしまして、選任をお願いしているところです。そして、税関係の固定資産評価の知識経験者ということで、歴代の税務課長等をお願いしておるわけですが、そういう関係上、糸岐地区に高田繁喜さんということでお願いをずっといたしておりました。

年齢については、先ほど申し上げましたけれども、87歳でかくしゃくとされております。過去には多良地区で新田直人さんが91歳までやっていただいたという経過もありますけれども、特殊な業務でございます。それで、固定資産評価審査委員会ですので、第三者機関みたいな形になるわけですが、最終的に専門知識と経験が必要ということで人選をさせていただきます。

○12番（木下繁義君）

今、税務課長は大正13年4月16日を87歳とおっしゃったばってん、それは間違いなかとね。そげんなるとかにや。確認してみてください。多良はそがん年齢ば数ゆっとかにや。ちょっと確認ばしてみてください。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えします。

失礼しました。任期が終わられるときの年齢を言っておしまして、今現在83歳です。申しわけございません。

○12番（木下繁義君）

そうやろう。いや、一番几帳面な税務課長がそんくらいの答弁しよってくいちゃ、どがんしゅうでんなかばい。いやいや、本当、もう少しやっぱり緊張感を持って対応してもらわんばいかんね。

○税務課長（桑原達彦君）

緊張感がちょっと不足してましたので、もう少し引き締めて業務をやりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第35号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第36号 副町長の選任についてを議題といたします。

〔建設課長退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。議案第36号 副町長の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

〔建設課長入場〕

日程第14 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第37号 監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。議案第37号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第38号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第38号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました議案の質疑、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議案事件の条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決

定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。今期定例会は去る3月6日開会以来、本日まで13日間にわたり、議員各位には平成20年度当初予算を初め、条例等38件の重要案件について長時間熱心に調査、審議を尽くされたことに対し、深く敬意を表します。皆さんの協力によりまして、ここにすべての議案が議決できましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして、平成20年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時18分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣